

あなたの実家「空き家」にする？しない？



令和6年4月1日 相続登記義務化がスタート!!

放置すると…
ペナルティも

こんなお悩みありませんか？

- 相続したがどうしたらいいか分からない
- 「お一人様」のため、このままだと空き家になりそう
- 先々代の名義のままの不動産があるらしい
- 相続人がたくさんいる
- 「相続登記」ってどうするの？

そのお悩み
空き家のプロ
司法書士へ
ご相談ください



相続登記、住所・氏名変更登記をしましょう！

時間が経つほど、相続人が増えて

手続きが困難に…!!



面識がない人
連絡が取れない人がいて
話し合いができない…

早めのご相談がおすすめです

相談窓口

相続登記手続相談センター

相談内容

相続登記手続

相談形式

【電話相談】
※相談無料

司法書士総合相談センター

贈与・売買等の所有権移転
抵当権の設定・抹消登記等

【面談・要予約】
※相談無料
(1組 40分以内)
平日 / 13:30~16:30

問合せ方法

☎ 06-6946-0660
毎週火曜日 / 13:30~16:30

☎ 06-6943-6099
【受付】平日 / 10:00~16:00

※ご希望地域の相談会場をご案内します。
詳しくは、大阪司法書士会
ホームページをごらんください。

